

令和2年度高性能林業機械作業システム等研修事業実施要領

【公益社団法人あおもり農林業支援センター】

(目的)

第1 この研修は、素材生産に係る効率的な作業システムにより、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、県産材の安定供給につなげていくために、専門的かつ高度な知識・技術・技能等を有し、間伐等の森林整備を効率的に行える現場技能者を育成することを目的とする。

(研修の内容)

第2 素材生産作業の高生産性を発揮させるため、それぞれの機械の待機時間を最小にした効率的作業システムを構築し、併せて伐出コストの低減等を図るため、ハーベスタ・グラップル・フォワーダを組み合わせた作業システム研修を実施する。

(受講資格等)

第3 受講資格等については、次のとおりとする。

(1) 受講対象者

高性能林業機械導入への関心や生産性の向上・効率化に意欲があると認められる事業体に雇用されている就業者を対象とする。ただし、「車両系木材伐出機械特別教育（3区分）」受講に必要な「車両系建設機械運転技能講習」及び「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」の修了者とする。

(2) 受講の申込み

受講申込書（第1号様式）を提出して行うものとする。

(3) 受講者の決定及び通知

受講申込者から本研修を受講することが適当であると認められる者を決定し、受講決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(実施人員)

第4 概ね12名とする。

(研修日数等)

第5 研修日数は6日間とし、詳細は別途指定するものとする。

- | | | |
|------------------------|--------|-----|
| (1) 車両系木材伐出機械特別教育（3区分） | 学科 | 2日間 |
| (2) 車両系木材伐出機械特別教育（3区分） | 実技 | 2日間 |
| (3) 高性能林業機械作業システム研修 | 学科及び実技 | 2日間 |

(研修受講料)

第6 研修の受講料は無料とする。ただし、途中で研修を取りやめた場合は、車両系木材伐出機械特別教育（3区分）に係る経費は受講者が所属する事業体が負担する。

(修了証の交付)

第7 この研修を修了した者には修了証を交付する。なお、車両系木材伐出機械特別教育（3区分）は林業・木材製造業労働災害防止協会の修了証を交付する。